

神奈川県が保護した動物の取扱いに関する検討会

報告書

平成 31 年 3 月

神奈川県が保護した動物の取扱いに関する検討会



## 目次

はじめに	1
I 神奈川県が保護した動物の譲渡適性に関する判断基準等について	2
1 基本的な考え方	2
2 判断時の助言者について	2
3 譲渡適性等を判断するための手順の検討会案	4
II 県で保護した動物の譲渡を推進する方法について	6
1 一般譲渡の充実	6
2 感染症の確認について	6
3 避妊又は去勢手術	6
4 その他	6
おわりに	7
(参考) 神奈川県が保護した動物の取扱いに関する検討会 委員名簿 開催履歴	8

## はじめに

神奈川県動物保護センター（以下、センターという。）では、関係者の努力により平成 29 年度まで犬は 5 年間、猫では 4 年間に亘り殺処分ゼロが継続されている。

そして、昭和 47 年に設立されたセンターについては、動物を処分するための施設から生かすための施設へと建て替えが進められている。

また、平成 30 年度から「かながわペットのいのち基金」を設置し、県が保護した犬や猫のいのちを守り、譲渡につなげる取組みの充実を図ることとしている。

こうした中、県が保護した動物の取扱いについての方向性を検討する必要性が生じてきた。

現在、譲渡に関しては「神奈川県動物保護センター動物譲渡要領」があるが、今後は、新しいセンターのコンセプトや「かながわペットのいのち基金」の活用等を踏まえて譲渡適性を判断する必要がある。

そこで、県が保護した動物の譲渡適性に関する判断基準等を策定するため、平成 30 年 10 月 12 日に「神奈川県が保護した動物の取扱いに関する検討会」が設置された。

本検討会では県が保護した動物の譲渡適性に関する判断基準や譲渡を推進する方法などについて検討した。

本報告は、検討会で出た意見について、取りまとめたものである。

平成 31 年 3 月 20 日

神奈川県が保護した動物の取扱いに関する検討会

会長 鳥海 弘

# I 神奈川県が保護した動物の譲渡適性に関する判断基準等について

## 1 基本的な考え方

### (1) 基準の策定について

- 様々な状況により譲渡適性の判断基準は変化するため、細かい判断基準は明文化できないが、一定の手順は決めるべきである。
- 譲渡適性等を判断するための手順については、機械的に判断するためのマニュアルではなく、県の運用の方向性を決めるためのガイドラインとして策定する。
- 譲渡適性等を判断するための手順は柔軟に運用できるものとし、必要に応じてよいものに変えていく必要がある。
- 手順については状況に応じて見直す必要があるが、県のスタンスを明確にするため、手順の冒頭には理念を記載するとよい。

### (2) 判断について

- 譲渡適性については、原則として動物保護センターにおいて譲渡の適不適を判断し、その結果、安楽死処置対象となった動物の取扱いは、助言者の意見を踏まえ動物保護センター所長が総合的に判断することが妥当である。

### (3) その他

- 安楽死処置と殺処分の線引きをするべきである。  
安楽死処置は獣医師が獣医療の一環として責任もって行うべきである。

## 2 判断時の助言者について

### (1) 助言者の職種

動物保護センター所長の助言者としては次の者が妥当である。

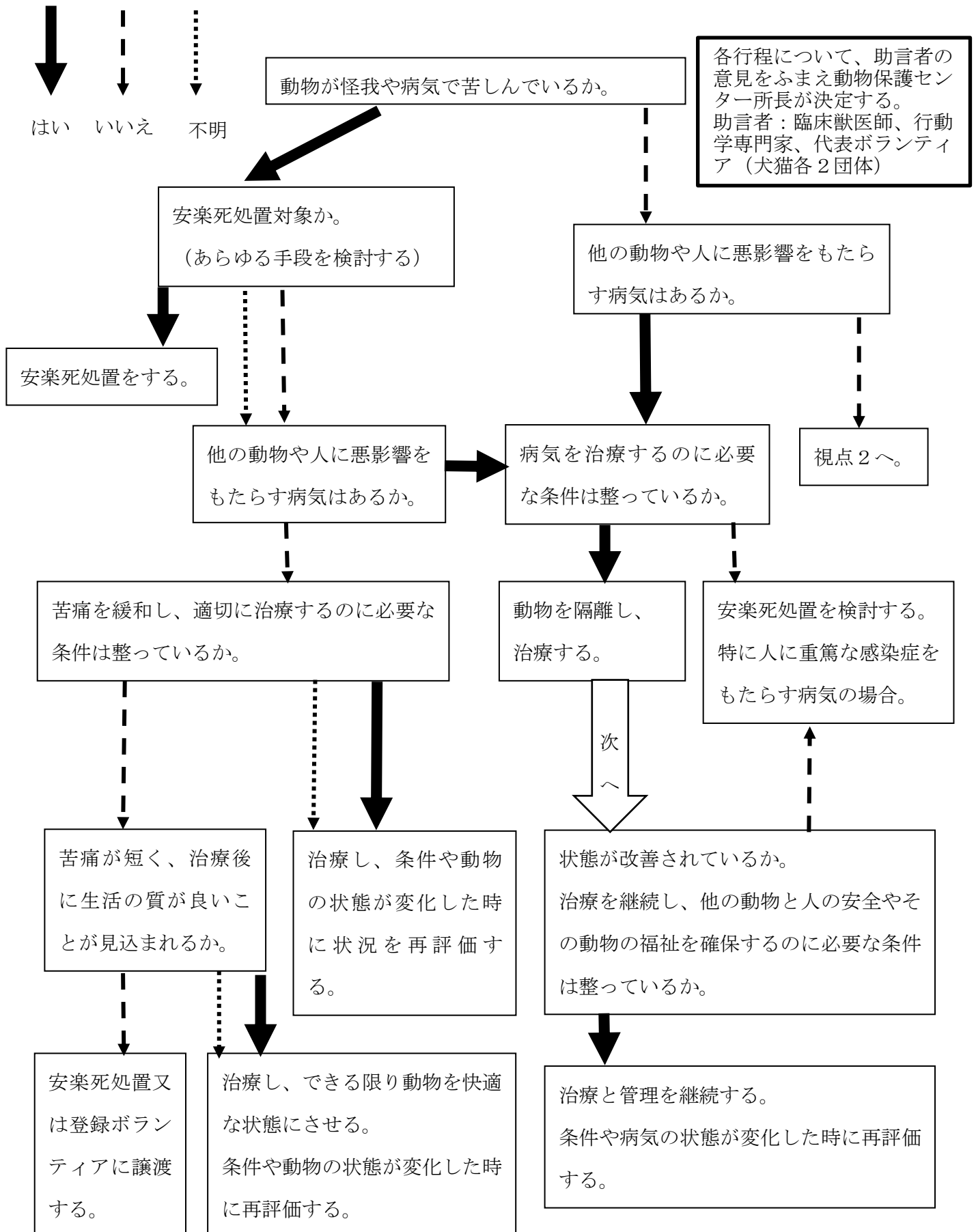
- 臨床獣医師：ケガや病気の予後に関する助言者
- 動物行動学専門家：問題行動に関する助言者
- 登録ボランティア（犬猫各2団体）：譲渡に関する助言者

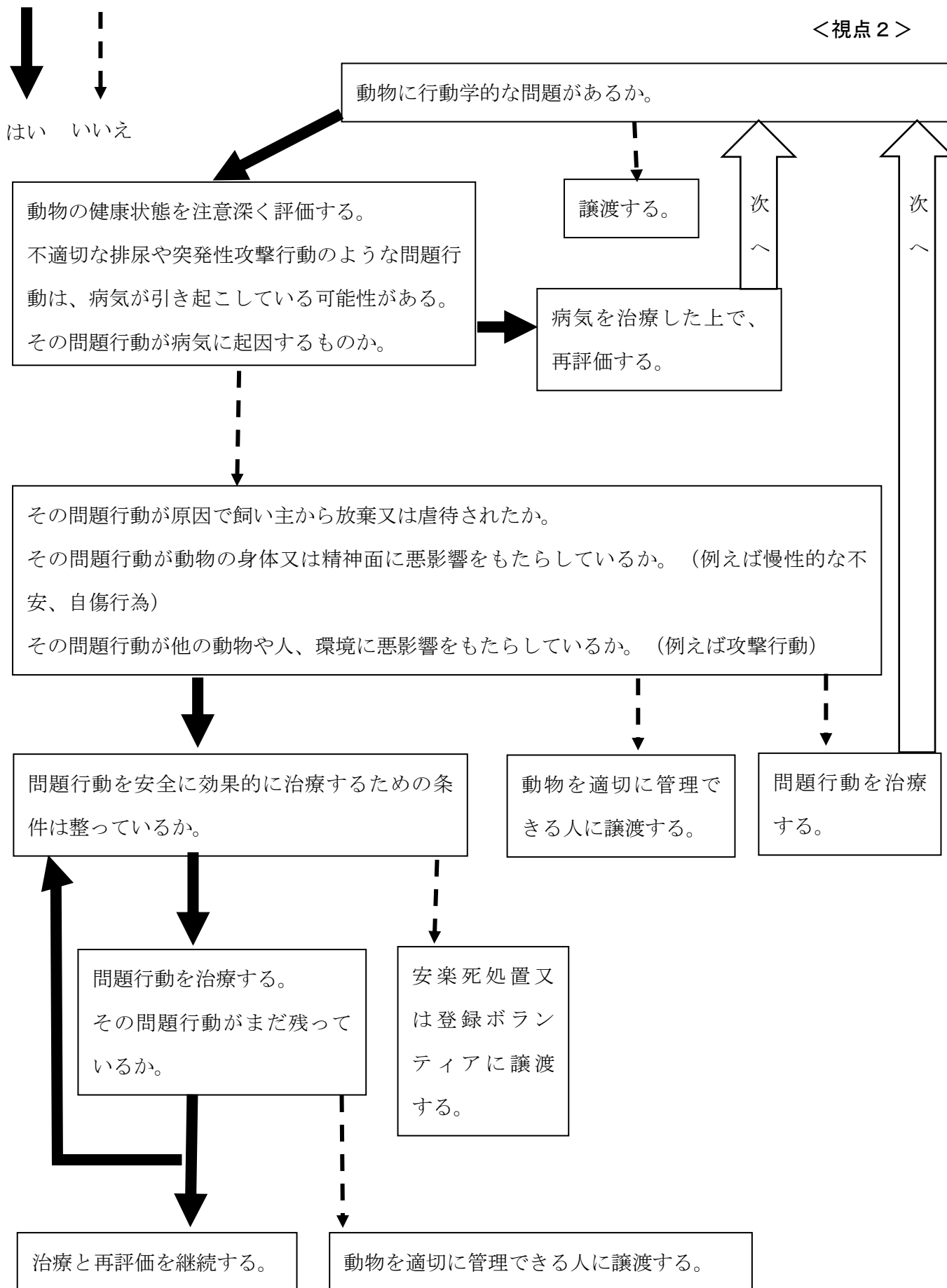
## (2) 助言者の選定方法

- 登録ボランティアからの助言者の決め方として、緊急時に対応できることや検討会委員就任歴、動物保護センターからの動物引出実績等を踏まえて、総合的に選定する方法が考えられる。
- 任期は1年ごとに継続の有無を確認するとよいと考える。

### 3 譲渡適性等を判断するための手順の検討会案

<視点1>







## II 県で保護した動物の譲渡を推進する方法について

### 1 一般譲渡の充実

- 譲渡可能な動物については、動物保護センターから一般飼い主への直接譲渡を基本とし、一定期間経っても飼い主が見つからない場合に登録ボランティアへの譲渡を検討することが妥当である。
- 譲渡にあたっては適切なマッチングが重要であり、そのためにボランティアの協力を得ることは有効である。

### 2 感染症の確認について

- 譲渡前の感染症の有無の確認は、原則、動物保護センターで行うこととするが、確認すべき感染症の種類は具体的に決めておく必要がある。
- 感染症に対するボランティアの知識向上を図る必要がある。

### 3 避妊又は去勢手術

- 譲渡する犬猫については、原則、動物保護センターにおいて避妊又は去勢手術を実施してから譲渡すべきである。
- 一方で、譲渡を推進するために、犬猫の状態（年齢、疾病等）に応じて例外も認める必要があると考える。  
ただし、後追いによる状況の確認は必要である。

### 4 その他

- 乳飲み猫等、動物保護センターからの直接譲渡が困難で、対応に緊急を要する場合には、助言者を招集して動物保護センター所長が対応を決める手順によらず、速やかに対応可能な登録ボランティアに協力依頼をすることが妥当である。
- 収容数、返還数、譲渡数等の情報については、定期的に公開していくべきである。

## おわりに

本検討会では、神奈川県が保護した動物の譲渡適性に関する判断基準等について、これまでメール会議を挟み、2回にわたり検討を重ねた。

会議では、譲渡適性等を判断するための手順の基本的な考え方や動物保護センターへの助言者、県に保護された動物の譲渡を推進するための方法について検討をした。

判断は獣医師が行うべきという原則のもと、これまで行政とボランティアの強い連携により譲渡を推進してきた経緯を踏まえて、判断の助言者としてボランティアを加えるなど神奈川県らしさも検討結果に反映させた。

前述のとおり、今回報告した譲渡適性等を判断するための手順案は、機械的に判断するためのマニュアルではなく、県の運用の方向性を決めるためのガイドラインとして位置づけるものである。

従って、この手順は固定的なものではなく、その時々状況に応じて、必要に応じてよりよいものに変えていく必要がある。

本検討会の結果を踏まえて、県が、保護した動物のいのちを守りつなげていく取組みをより一層推進していくことを期待する。

## 神奈川県が保護した動物の取扱いに関する検討会 委員名簿

◎ 会長 ○ 副会長

区分	氏名	職名
有識者	入交 眞巳	北里大学客員教授 アメリカ獣医行動学専門医
	○植竹 勝治	麻布大学動物応用科学科・動物行動管理学研究室教授
	田中 亜紀	カリフォルニア大学デービス校獣医学部疫学研究員
	◎鳥海 弘	公益社団法人神奈川県獣医師会会長
	平井 潤子	人と動物の防災を考える市民ネットワーク特定非営利活動法人アナイス代表
ボランティア	石丸 雅代	神奈川県動物保護センター 登録ボランティア
	原 奈弓	神奈川県動物保護センター 登録ボランティア

※ 各区分内は五十音順

## 開催履歴

	開催日	場所	内容
第1回	平成30年 10月25日	万国橋会議センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県が保護した動物の取扱いに関する検討会について</li> <li>・県が保護した動物の譲渡適性に関する判断基準等について</li> </ul>
メール会議	平成30年 12月19日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡適性等を判断するための手順について</li> </ul>
第2回	平成31年 2月19日	一般財団法人シルクセンター国際貿易会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡適性等を判断するための手順の検討会案について</li> <li>・県への報告書策定の方向性について</li> </ul>